

別紙 1

法令による検査頻度の考え方

区分	検査項目	基準値等 (mg/l)	法令の検査頻度の考え方		備考			
			基本	過去3年の検査結果				
				水質基準値 の1/5以下		水質基準値 の1/10以下		
人の健康に 関連する 項目	1 一般細菌	100個/ml以下	月1回	省略不可	省略不可	病原微生物		
	2 大腸菌	不検出	月1回	省略不可	省略不可			
	3 カドミウム及びその化合物	0.003以下	3月に1回	年1回	3年1回		無機物・重金属	
	4 水銀及びその化合物	0.0005以下	3月に1回					
	5 セレン及びその化合物	0.01以下	3月に1回					
	6 鉛及びその化合物	0.01以下	3月に1回					
	7 ヒ素及びその化合物	0.01以下	3月に1回					
	8 六価クロム化合物	0.02以下	3月に1回					
	9 亜硝酸態窒素	0.04以下	3月に1回					
	10 シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01以下	3月に1回					省略不可
	11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下	3月に1回			年1回		3年1回
	12 フッ素及びその化合物	0.8以下	3月に1回					
	13 ホウ素及びその化合物	1.0以下	3月に1回					
	14 四塩化炭素	0.002以下	3月に1回					
	15 1,4-ジオキサン	0.05以下	3月に1回					
	16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	3月に1回					
	17 ジクロロメタン	0.02以下	3月に1回	省略不可	省略不可	消毒副生成物		
	18 テトラクロロエチレン	0.01以下	3月に1回					
	19 トリクロロエチレン	0.01以下	3月に1回					
	20 ベンゼン	0.01以下	3月に1回					
	21 塩素酸	0.6以下	3月に1回					
	22 クロロ酢酸	0.02以下	3月に1回					
	23 クロロホルム	0.06以下	3月に1回					
	24 ジクロロ酢酸	0.03以下	3月に1回					
	25 ジブromokロロメタン	0.1以下	3月に1回					
	26 臭素酸	0.01以下	3月に1回					
	27 総トリハロメタン	0.1以下	3月に1回					
	28 トリクロロ酢酸	0.03以下	3月に1回	年1回	3年1回	着色		
	29 ブロモジクロロメタン	0.03以下	3月に1回					
	30 ブロモホルム	0.09以下	3月に1回					
	31 ホルムアルデヒド	0.08以下	3月に1回					
32 亜鉛及びその化合物	1.0以下	3月に1回						
33 アルミニウム及びその化合物	0.2以下	3月に1回						
34 鉄及びその化合物	0.3以下	3月に1回						
35 銅及びその化合物	1.0以下	3月に1回						
36 ナトリウム及びその化合物	200以下	3月に1回						
37 マンガン及びその化合物	0.05以下	3月に1回						
38 塩化物イオン	200以下	月1回	省略不可	省略不可	味			
39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300以下	3月に1回	年1回	3年1回	発泡			
40 蒸発残留物	500以下	3月に1回						
41 陰イオン界面活性剤	0.2以下	3月に1回	藻類発生時は月1回	年1回	3年1回	かび臭		
42 ジェオスミン	0.00001以下	3月に1回						
43 2-メチルイソボルネオール	0.00001以下	3月に1回	年1回	3年1回	発泡 臭気			
44 非イオン界面活性剤	0.02以下	3月に1回						
45 フェノール類	0.005以下	3月に1回	省略不可	省略不可	味			
46 有機物(全有機炭素の量)	3以下	月1回						
47 pH値	5.8以上8.6以下	月1回	省略不可	省略不可	基礎的性状			
48 味	異常ないこと	月1回						
49 臭気	異常ないこと	月1回						
50 色度	5度以下	月1回						
51 濁度	2度以下	月1回						
管理設定項目	基準外の項目	13 ジクロロアセトニトリル	0.01以下	検査義務は無いが、今後留意すべき項目		消毒剤より発生する可能性		
		14 抱水クロラール	0.02以下	検査義務は無いが、今後留意すべき項目				
		16 残留塩素	1以下	毎月検査項目				
		28 従属栄養細菌	2000個/ml以下	検査義務は無いが、今後留意すべき項目				